

事 務 連 絡
令和7年6月18日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

「外国人材とつくる建設未来賞」の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設技能やコミュニケーションスキルの習得が顕著な特定技能外国人、さらには、外国人材の育成に尽力されている企業や団体と、その受入れをきっかけに新たな事業を展開されている企業の活動を称えることを目的として、令和5年度より「外国人材とつくる建設未来賞」が実施されています。

今年度も当表彰の募集が開始されましたので、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当：労働部 吉田)

2025 年度 外国人材とつくる建設未来賞表彰 募集要領

国土交通省不動産・建設経済局
国際市場課

1. 外国人材とつくる建設未来賞表彰について

外国人材とつくる建設未来賞は、建設技能や日本語によるコミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著であり、建設現場での指導的役割を担うことを目指す者等を表彰することにより、外国人建設技能者全体の更なる建設技能及び日本語によるコミュニケーションスキルの向上を促進することを目的とします。

さらに、外国人建設技能者の育成及び就労環境向上に係る継続的な取組が顕著な企業等及び建設業に従事する外国人材に関連した優れた取組を表彰することにより、これらの取組を広く紹介し、外国人材受入に係る優良事例の充実及び受入れ企業による更なる取組を推進し、もって我が国における外国人材との共生社会の実現、ひいては持続可能な建設業の実現を図ります。

2. 募集内容

(1) <外国人建設技能者部門> 優秀外国人建設技能者賞

①募集対象

- 応募時点で、以下のいずれかに該当する者
 - ア 1号特定技能外国人
 - イ 2号特定技能外国人
- 過去に優秀外国人建設技能者賞を受賞していないこと。

②応募者

- 応募に際しては、自薦他薦を問いませんが、他薦の場合には、募集対象の承認を得てください。

(2) <受入企業部門> 外国人材育成賞

①募集対象

- 継続的かつ効果的に外国人建設技能者の建設技能、日本語能力及び就労環境の向上に取り組んでいる企業等
- 応募時点で、外国人建設技能者を雇用していること。
- 過去に外国人材育成賞を受賞していないこと。

②応募者

- 応募に際しては、自薦他薦を問いませんが、他薦の場合には、募集対象の承認を得てください。

(3) <外国人材活躍優良事例部門> 未来への取り組み賞

①募集対象

- 建設業に従事する外国人技能者、外国人技術者等の外国人材に関連して、継続して実施している取組であること。

○ 応募にあたっては、応募内容が下記4テーマのいずれに該当する取組か、一つ選択すること。

ア 建設技能：外国人材の建設技能等の向上に関する取組

イ 日本語能力：建設業に従事する外国人材の日本語能力の向上に関する取組

ウ 共生：建設業に従事する外国人材と社会の共生に関する取組

エ 事業展開：建設業に従事する外国人材の受入れを契機に新たに始めた取組

○ 過去に「外国人材とつくる建設未来賞」に応募した場合であっても、新たな内容又は前回応募時のものと比べて付加的な事由が存在する場合には、前回の応募時の内容を含めて再応募することができる。

②応募者

○ 応募に際しては、自薦他薦を問いませんが、他薦の場合には、取組主体の承認を得てください。

3. 応募方法・締切

(1) 応募方法

応募専用フォームから応募ください。

【提出先】外国人材とつくる建設未来賞表彰事務局

下記ホームページより応募ください。(応募専用フォームから、入力・アップロードが可能です。)

外国人材とつくる建設未来賞ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/ACFHR>

(2) 応募締切

2025年8月31日(日)17時締切

(3) 留意事項

応募にあたっては、以下の点についてご留意下さい。

- ① 応募の際は、必要事項を簡潔に記載し、できる限りすべての項目について記載して下さい。不明な点は、「7.」に記載の問い合わせ先までお問い合わせ下さい。
- ② 全ての部門において、外国人建設技能者の取組内容や企業の取組内容、アピールポイントがわかる参考資料(写真、パンフレット、報道記事のコピー等)がありましたら、PDF、JPG等にして応募専用フォームにてアップロードして下さい。
- ③ 応募によっていただきました個人情報、その運営に必要な範囲内で利用いたします。なお、応募頂いた書類は返却いたしませんのでご了承下さい。
- ④ 必要に応じて、事務局より応募内容の確認等のご連絡をさせて頂く場合があります。
- ⑤ 受賞者に選出された場合は、表彰式(2025年12月頃開催予定)にご出席頂き、スピーチ又はプレゼンテーションを行って頂きます。

- ⑥ 罪を犯した者や建設業法に基づく営業の停止及び許可の取り消し又は「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和2年12月25日 国会公契第22号）」に基づく指名停止措置を受け、その期間が令和6年10月1日から令和7年9月30日までにかかる場合等、社会通念上不適切と思われる場合は表彰の対象外とさせていただきます。

加えて、以下の場合については表彰の対象外とすることがあります。

- ・優秀外国人建設技能者賞：応募対象の外国人が従事する現場において、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの間、死亡事故がある場合等
 - ・外国人育成賞：応募者の令和2年10月1日から令和7年9月30日までの間の事業において、死亡事故がある場合等
 - ・未来への取り組み賞：応募者の令和2年10月1日から令和7年9月30日までの間の海外を含む事業において、死亡事故がある場合等
- ⑦ 受賞後であっても応募内容に著しい虚偽や不正が発覚した際は受賞の取り消しをいたします。
- ⑧ 審査内容に関しては一切お答えできませんので予めご了承ください。
- ⑨ 受賞者や作業風景の画像、企業概要等を国土交通省、一般財団法人国際建設技能振興機構及び一般社団法人建設技能人材機構のホームページやパンフレットに掲載させていただく場合がございます。

4. 選考方法と審査基準

（1）選考方法

○ 応募のあった外国人建設技能者の取組内容又は企業若しくは団体等の取組内容について、事務局による予備審査を経て、学識経験者・有識者等で構成する「外国人材とつくる建設未来賞検討・審査委員会」（委員長：蟹澤宏剛 芝浦工業大学建築学部教授）における本審査により＜外国人建設技能者部門＞、＜受入企業部門＞及び＜外国人材活躍優良事例部門＞の受賞者を選定します。なお、全ての部門について、優れた応募がない場合、該当なしとする場合があります。また、惜しくも受賞を逃した者のうち、特に表彰すべき個人・企業・取組等があると認められた場合に限り、上記表彰とは別に表彰することがあります。

※外国人材活躍優良事例部門では、予備審査後、本審査前に委員による事前審査を行います。

（2）審査基準

審査においては、部門・賞ごとに以下の点を総合的に評価します。

※詳細については、部門・賞ごとの応募専用フォームをご確認ください。

※記載内容の裏付けとなる客観的資料の有無や内容についても、評価の際に考慮させていただきます。

※審査委員会の審査に必要な場合には、事務局が申請者よりヒアリングさせていただきます。

①＜外国人建設技能者部門＞優秀外国人建設技能者賞

- 外国人建設技能者の建設技能及び日本語能力の向上に関する取組が顕著であること

『建設技能』

【例示】

- ・技能検定 2 級、1 級又はこれと同等の資格（以下、技能検定等と言う）を取得していること
- ・複数の職種の技能検定等を取得していること
- ・社内外の技能大会等で優秀な成績を収めたこと
- ・その他これらと同等の技能を有していること

『日本語能力』

【例示】

- ・日本語能力試験 N3、N2、N1 又はこれと同等の資格を取得していること
- ・日本語弁論大会等で優秀な成績を収めたこと
- ・その他これらと同等の日本語能力を有していること

- 外国人建設技能者自身が、建設現場での指導的役割を担うための取組を計画的に行うとともに、建設現場での施工・品質管理等に貢献していること

『指導的役割を担うための取組』

【例示】

- ・施工管理技士、登録基幹技能者を取得していること
- ・職長・安全衛生責任者教育を修了したこと
- ・その他計画的に職長や安全衛生責任者にとって有益な教育の受講等を行っていること
- ・建設現場で実際に職長又は班長として指導を行っていること
- ・その他外国人技能者自身が建設現場での指導的役割を担うための取組を計画的に行っていること

- 外国人建設技能者が企業の一員として、建設技能及び日本語能力の向上や他の技能者の教育に計画的に取り組んでいること

『企業の一員としての取組』

【例示】

- ・企業と一緒にあって自身の将来の目標などを話し合いながら目標設定をし、技能の向上に計画的に取り組んでいること
- ・日本人も含めた他の技能者に技能向上に関する指導・教育を計画的に行っていること

- 建設技能や日本語能力の習得等に取り組みながら地域社会との共生に向けた他をリードする取組を行っていること

『地域社会との共生』

【例示】

- ・地域社会との交流・友好親善について、地域社会と共に取り組んでいること
(過去受賞者の例)

- ・自身を含めた社員一同が公道の清掃などを毎週行っている。
- ・地域のイベントに自身が参加し、お仕事体験として子供たちに自身の従事する建設工事の仕事を教えた。
- ・会社の取組の中で、自身は自社の実習生だけでなく、他の会社の実習生等にも、ゴミ出しの仕方や、公共交通機関等の乗り方などを指導している。

※過去受賞者の例にとらわれず、創意工夫を活かした取組があれば、積極的にご記載ください。

なお、実際の応募の際には、可能な限り、地域名、イベント名、取組の内容等を具体的にご記載ください。

②＜受入企業部門＞外国人材育成賞

- 継続的かつ効果的な外国人建設技能者の建設技能、日本語能力及び就労環境の向上に関する取組が顕著であり、計画性があること。自社の取組にとどまらず、周辺の企業や関係団体との連携が認められること。

『継続的かつ効果的な外国人建設技能者育成』

【例示】

- ・外国人建設技能者個人を問わない育成計画があること
- ・自社制度等により独自に建設技能を確認する仕組みがあること
- ・技能検定等の取得に対する具体的な支援制度があること
- ・技能検定等の取得者を継続して排出していること
- ・周辺企業若しくは団体加盟企業に対するノウハウ提供等の連携があること
- ・その他継続的かつ効果的な外国人建設技能者育成に資する取組があること

『継続的かつ効果的な就労環境の向上』

【例示】

- ・外国人建設技能者の意見を聞く仕組みを設けていること
- ・外国人建設技能者と日本人従業員がコミュニケーションを取る機会が設けられていること
- ・技能向上を促す昇給制度等が設けられていること
- ・周辺企業若しくは団体加盟企業に対するノウハウ提供等の連携があること
- ・その他継続的かつ効果的な就労環境の向上に資する取組があること

- 生活・文化面において、地域社会と外国人建設技能者との共生に向けた取組が認められること

- ・地域社会との交流・友好親善に取り組んでいること

③＜外国人材活躍優良事例部門＞未来への取り組み賞

本部門では、『建設技能』、『日本語能力』、『共生』及び『事業展開』の審査テーマから応募内容の特徴となるテーマを選択していただき、選択された審査テーマに沿って審査します。（なお、全テーマに共通する審査基準があります。）

○ 共通

【例示】

- ・建設業に従事する外国人技能者、外国人技術者等の外国人材に関係している取組であること
- ・これまでにないような新しい取組であること
- ・継続性のある取組であること
- ・取組について、様々な機関や外国人材と広く関係していること
- ・取組について、ノウハウ等を広く業界に共有していること

○ 建設技能テーマ：建設業に従事する外国人材に対して、継続的かつ効果的な建設技能等の向上に係る取組を実施していること

【例示】

- ・外国人材の将来的なキャリア（他の在留資格への移行や特定技能外国人としてのキャリア等）を見据えて、資格取得等の支援をしていること
- ・建設技能等の向上に関して、学習機会・環境の整備や受講料補助等の支援をしていること

○ 日本語能力テーマ：建設業に従事する外国人材に対して、継続的かつ効果的な日本語能力の向上に係る取組を実施していること

【例示】

- ・外国人材の将来的なキャリア（他の在留資格への移行や特定技能外国人としてのキャリア等）を見据えて、資格取得等の支援をしていること
- ・日本語能力の向上に関して、学習機会・環境の整備や受講料補助等の支援をしていること

○ 共生テーマ：建設業に従事する外国人材に対して、地域社会との共生に資する取組を実施していること

【例示】

- ・日本人と外国人が互いの文化的ちがい（言語、生活習慣等）を認め合い、対等な関係の構築に寄与していること
- ・外国人材が地域住民の一員として融和することに寄与し、地域社会の振興や課題解決等に資する取組であること

○ 事業展開テーマ：建設業に従事する外国人材の受入れを契機に建設業に関連した新たな事業を展開していること

【例示】

- ・ 外国人材の受入れを契機としており、事業展開を見越した外国人材の育成等を含めた取組であること
- ・ 建設業の発展または社会課題等の解決に資する取組であること
- ・ 送出し国における人材送り出しに係る政策事業を展開した国・地域のニーズや方針と、整合した事業であること

5. スケジュール

表彰式までのスケジュールは以下の通りです。審査の結果については、応募者へ通知いたします。下記スケジュールは予定であり変更となる可能性があります。

2025 年 6 月上旬 募集開始

2025 年 8 月 31 日（日） 募集締切

10 月中旬 検討・審査委員会による審査

12 月上旬 審査・選考結果通知及び受賞対象の発表

12 月中旬～ 表彰式開催

6. 表彰式

受賞者及び受賞企業には、表彰式でそれぞれの取組を紹介する簡単なスピーチ又はプレゼンテーションをお願いします。

7. 本件に関する問い合わせ先

外国人材とつくる建設未来賞表彰事務局

<表彰全般及び外国人建設技能者部門について>

一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 石川 LK ビル 6 階

電話：03-6206-8877 E-mail：excellent@fits.or.jp

<企業／団体部門について>

一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）

〒105-8444 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 3 7 森ビル 9 階

電話：0120-220-353 E-mail：award@jac-skill.or.jp